

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《南相馬市-双葉町、浪江町、飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 南相馬市において、原町区大木戸字八方内に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 1,500 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 870 人、飯館村が約 300 人、双葉町が約 90 人。（平成 26 年 1 月 23 日時点）
- ・ 応急仮設住宅入居（約 1,500 人）の割合は、建設分が約 1 割、民間住宅賃貸分が約 9 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】（平成 26 年 1 月 23 日時点）

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	原町区大木戸(八方内)	70	70	97
計		70	70	97

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 26 年 1 月 23 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	1	1	浪江町	485	775
南相馬市	-※	-※	楢葉町	8	9
いわき市	2	2	広野町	3	9
川俣町	1	3	葛尾村	3	3
飯館村	154	297	川内村	7	8
大熊町	74	138	双葉町	67	94
富岡町	57	86	計	862	1,425

※上記のほか、南相馬市においては市内での避難者がいる。（小高区から鹿島区へ など）

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 南相馬市内には、比較的避難者の多い浪江町が市内原町区青葉町に復興再生事務所（旧南相馬出張所）を設置している。また、双葉町が連絡所の設置を今後予定している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

（1）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。

- ・南相馬市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき900戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・現在、福島県営住宅として414戸の着手を予定しており、平成27年度までの入居を目指して整備に取り組む。残りの486戸分については、現時点で建設場所は未定であるが、平成27年度以降早期に入居できるように整備に取り組む。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
南相馬市原町区北原	県	264戸	—	H27年度
南相馬市原町区上町	県	150戸	—	H27年度
未定	県	486戸	—	H27年度以降早期
合計	—	900戸	—	—

（２）関連基盤

＜医療機関、介護サービス＞

- ・南相馬市内の医療機関及び介護サービスについては、従事者の避難により人手不足の状態が続いている。県営住宅の整備に伴いこれらのサービスの需要増加が見込まれる場合は支援措置を講じる必要があり、引き続き医療・介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、南相馬市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

（１）避難者支援

- ・避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・実施する事業については、県庁内生活拠点プロジェクトチームや、福島県と復興庁が主催するコミュニティ研究会における、専門家や関係機関の意見も踏まえ、年度内をめどに方針・施策を取りまとめる。
- ・各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

（２）届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に

係る通知がなされた。

- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町、飯舘村は平成 25 年 2 月から、浪江町においては平成 25 年 3 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 25 年 12 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	234 人	626 枚	川内村	H25.4.1～	93 人	99 枚
田村市	H25.2.15～	47 人	47 枚	大熊町	H25.3.1～	2,263 人	2,754 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,194 人	1,649 枚	双葉町	H25.2.1～	－	1,548 枚
川俣町	H25.2.12～	39 人	39 枚	浪江町	H25.3.1～	－	4,331 枚
広野町	H25.2.15～	126 人	149 枚	葛尾村	H25.2.1～	198 人	230 枚
楢葉町	H25.4.1～	820 人	820 枚	飯舘村	H25.2.15～	221 人	263 枚
富岡町	H25.4.1～	－	2,721 枚	計		(5,235 人)※	15,276 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。